

# 入 札 公 告

白山石川医療企業団が発注する公立松任石川中央病院第七次増改築工事(1期)建築について次のとおり実施するので、白山石川医療企業団財務規程(平成20年白山石川医療企業団企業管理規程第49号)第49条の規定により公告する。

## 1 入札公告日

令和6年10月22日(火)

## 2 発注者

白山石川医療企業団 企業長 卜部 健  
石川県白山市倉光三丁目8番地

## 3 総合評価方式による制限付き一般競争入札に付する事項

- (1)工 事 名 公立松任石川中央病院第七次増改築工事(1期)建築
- (2)工事場所 石川県白山市倉光三丁目 地内
- (3)完成期日 令和9年1月30日(全額債務負担行為)
- (4)工事概要 新病院(鉄筋コンクリート造(免震構造)一部鉄骨造、地下1階  
地上6階建て、延床面積29,210㎡)の建設に係る建築工事一式
- (5)予定価格 非公表
- (6)最低制限価格 有
- (7)工事の実施形態

ア 本工事は、価格及び価格以外の要素を総合的に評価し、落札者を決定する施工体制確認型総合評価方式(以下「総合評価方式」という。)の適用工事である。

イ 本工事は、契約締結後に設計内容・施工方法等の変更提案・変更協議を受け付ける「契約後VE方式」の対象工事である。

ウ 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

## 4 入札に参加する者に必要な要件に関する事項

この工事の入札に参加することができる者は、入札参加資格を有すると認められた5者の建設業者(以下「構成員」という。)により結成された該当する該当工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)であって、次に掲げる要件の全てに該当し、かつ、発注者により、この工事に係る入札参加資格及び共同企業体入札参加資格の確認を受け、その資格を有すると認められた者とする。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2)入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)の提出期限翌日からこの工事の入札の日までの期間に、石川県並びに白山市、野々市市及び川北町の指名停止措置を受けていない者であること。

(3)この工事に係る設計業務等の受注者若しくは当該受注者と資本関係又は人的関係がある者でないこと。

ア 「設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。

株式会社共同建築設計事務所 所在地 東京都新宿区

イ 「資本関係又は人的関係がある者」とは、次の(ア)又は(イ)に該当する者である(以下同じ。)

(ア)資本関係

次のいずれかに該当する者とする。ただし、子会社(商法(明治32年法律第48号)第211条の2第1項及び同条第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

a 親会社(商法第211条の2第1項及び同上第3項の規定による親会社をいう。

以下同じ。)と子会社の関係にある者

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者

(イ)人的関係

次のいずれかに該当する者とする。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている者

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

(ウ)その他、ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者

(4)入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者でないこと

(資本関係又は人的関係がある者の全てが同一共同企業体の構成員である場合を除く。)

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に連絡を取ることは、問題はない。

(5)会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(手続開始の決定後、別に定める手続に基づき一般競争入札参加資格の再認定を受けた場合を除く。)

(6)役員(役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防上等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等、これと交わりを持つ者をいう。)と認められる者でないこと。

(7)次に掲げる構成員1(代表者)の要件を満たす者1者、構成員2及び3の要件を満たす者2者、構成員4の要件を満たす者2者により構成される共同企業体であること。

ア 構成員1(代表者)

次の要件を全て満たす者であること。

(ア)建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可に関わる主たる営業所の所在地が石川県内にあること。

(イ)令和5年度に実施された建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の結果である経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が令和4年10月1日から令和5年9月30日までの間にあるもの。）における建築一式工事に係る総合評定値（以下「総合評定値」という。）が1,200点以上であること。

(ウ)上記(イ)における経営事項審査において、「建築一式工事」の年間平均完成工事高が20億円以上であること。

(エ)公共機関（国、地方公共団体、公団または公社等）が発注した鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造による病院の新築、増築又は改築（改修を除く。）の延床面積が5,000㎡以上の工事を元請として施工した（施工中であるものを除く。）実績を有すること。ただし、共同企業体の代表者以外の構成員としての実績である場合は、出資比率15%以上の構成員として施工した（施工中であるものを除く。）実績を有すること。

(オ)平成21年度以降に、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造による免震構造の建築物の新築、増築又は改築（改修を除く。）の延床面積が5,000㎡以上の工事を元請として施工した（施工中であるものを除く。）実績を有すること。ただし、共同企業体の代表者以外の構成員としての実績である場合は、出資比率15%以上の構成員として施工した（施工中であるものを除く。）実績を有すること。

(カ)配置予定技術者に係る事項

次の要件を全て満たす者を専任の主任（監理）技術者として配置できること。

a 3箇月以上の雇用関係にある者

b 一級建築士の資格を有する者、一級建築施工管理技士の資格を有する者又はこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であって、かつ監理技術者の資格を有する者

c 過去に病院の建設現場の技術者として参加したことがある者

イ 構成員2及び3

次の要件を全て満たす者であること。

(ア)建設業法第3条第1項の許可に関わる主たる営業所の所在地が石川県内にありかつ、委任先営業所の所在地が白山市、野々市市又は川北町地内にあること。

(イ)令和5年度に実施された建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の結果である経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が令和4年10月1日から令和5年9月30日までの間にあるもの。）における建築一式工事に係る総合評定値（以下「総合評定値」という。）が1,000点以上であること。

(ウ)上記(イ)における経営事項審査において、「建築一式工事」の年間平均完成工事高が構成員2は10億円以上、構成員3は8億円以上であること。

(エ)平成21年度以降に、公共機関等（国又は地方公共団体、公団または公社等）が発注した、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造による建築物の新築、増築又は改築（改修を除く。）工事を元請として施工した（施工中であるものを除く。）実績を有すること。ただし、共同企業体の代表者以外の構成員としての

実績である場合は、出資比率20%以上の構成員として施工した(施工中であるものを除く。)実績を有すること。

(オ)配置予定技術者に係る事項

次の要件を全て満たす者を専任の主任(監理)技術者として配置できること。

- a 3箇月以上の雇用関係にある者
- b 一級建築士の資格を有する者、一級建築施工管理技士の資格を有する者又はこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であって、かつ監理技術者の資格を有する者

ウ 構成員4及び5

次の要件を全て満たす者であること。

(ア)建設業法第3条第1項の許可に関わる主たる営業所の所在地が白山市、野々市市又は川北町地内にあること。

(イ)令和5年度に実施された建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の結果である経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(審査基準日が令和4年10月1日から令和5年9月30日までの間にあるもの。)における建築一式工事に係る総合評定値(以下「総合評定値」という。)が780点以上であること。

(ウ)上記(イ)における経営事項審査において、「建築一式工事」の年間平均完成工事高が構成員4は6億円以上、構成員5は4億円以上であること。

(エ)平成21年度以降に、公共機関等(国又は地方公共団体、公団または公社等)が発注した、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造による建築物の新築、増築又は改築(改修を除く。)工事を元請として施工した(施工中であるものを除く。)実績を有すること。ただし、共同企業体の代表者以外の構成員としての実績である場合は、出資比率20%以上の構成員として施工した(施工中であるものを除く。)実績を有すること(ウ)配置予定技術者に係る事項

(オ) 次の要件を全て満たす者を専任の主任(監理)技術者として配置できること。

- a 3箇月以上の雇用関係にある者
- b 一級建築士もしくは二級建築士の資格を有する者、一級建築施工管理技師もしくは二級建築施工管理技士の資格を有する者又はこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者

(8)共同企業体は次に掲げる要件を満たすものであること

ア 代表者は、構成員1(代表者)の要件を満たす者であって、出資比率が、構成員中最も大きな者であること。

イ 構成員の出資比率は10%以上であること。

(9)総合評価方式に係る技術提案(以下「技術提案」という。)が適切であること。

5 共同企業体の結成に関する事項

共同企業体の結成に当たっては、次の事項に留意すること。

(1)この入札公告における工事の入札に参加資格確認申請をした共同企業体の構成員は、他の企業と共同企業体を結成し、この入札公告における工事の入札に参加資格確認申請をすることができない。

(2)構成員の配置予定技術者は、二人まで同時に申請することができる。

また、同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とすることは差し支えないが、他の工事を落札したことにより申請した配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに提出した申請書の取り下げ又は入札の辞退を行うこと。これらの行為

を行わない入札は無効とし、場合によっては、当該入札者については指名停止の措置を行うことがある。

なお、この工事の配置予定技術者については、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて(改正) (平成26年2月20日付監第2722号)」による主任技術者の兼務を認めない。

## 6 総合評価に関する事項

(1) 本工事の総合評価に関する評価項目は、次のとおりとする。

### ア 技術提案

次の提案について評価する。提案書の書式は任意とし、1項目につきA4用紙1枚程度とする。

(ア) 施工面積が10,000㎡を超える大規模な免震層における、免震装置の施工に係る品質確保計画及び工程管理計画について、留意すべき点や工夫すべき点についての提案

(イ) 掘削困難な建設地における、地下躯体の施工に係る品質確保計画(山留、止水等)及び掘削土壌の再利用計画(又は処分計画)について、留意すべき点や工夫すべき点についての提案

(ウ) 診療を行っている既存病院や周辺の住宅等に配慮した、建設工事の安全確保計画、環境保全計画(騒音・振動の低減等)及び地域貢献計画(周辺の美化等)について、留意すべき点や工夫すべき点についての提案

(エ) 免震構造の病院建設工事であることを踏まえた技術者の配置計画、設備工事や医療機器設置工事等の別発注工事に配慮した、幹事会社としての施工管理体制及び工程管理計画について、留意すべき点や工夫すべき点についての提案(なお、技術者の配置計画において、5,000㎡以上の免震構造の建築物や病院の工事経験者を配置する場合は、工事経験が確認できる書類を添付すること。)

### イ 不正行為

令和2年3月20日以降に競売入札妨害罪、談合罪又は独占禁止法違反に関する指名停止措置を受けた者のうち、技術資料提出期限の翌日時点で指名停止の終期の翌日から起算して6箇月を経過していない場合は、加算点を減じる。

### ウ 施工体制

(ア) 品質確保に対する懸念について、ヒアリング及び提出された資料により、その実効性を評価する。(品質確保の実効性)

(イ) 施工体制確保に対する懸念について、ヒアリング及び提出された資料により、その確実性を評価する。(施工体制確保の確実性)

(2) 総合評価の方法

### ア 基礎点

入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合は、基礎点として100点を与える。

### イ 加算点及び施工体制評価点

総合評価に関する評価項目を評価し、加算点及び施工体制評価点を与える。

(ア)加算点

技術提案及び不正行為について、下表のとおり評価する。

評価項目	評価内容	評価基準	評点
技術提案	<p>施工面積が10,000㎡を超える大規模な免震層における、免震装置の施工に係る品質確保計画及び工程管理計画について留意すべき点や工夫すべき点についての提案</p>	<p>現場状況等を踏まえた課題への提案が的確であり、重要な項目が記載され独自の工夫がみられるものを優位に、現場状況等を踏まえた課題への対応が的確であり一般的な項目の記載並びに工夫があるものを中位に、優位と中位の間にあるものをやや優位に、課題を理解した提案だが、工夫がみられないものを低位に、中位と低位の間であるものをやや低位に、課題を理解しないものを0点に評価する。</p> <p>なお、過度な費用負担を要する(オーバースペックな)技術提案は評価しない。</p> <p>また、各評価内容について、未記入の場合、内容がかけ離れている場合、内容を理解していない等、内容が不適切な場合は欠格とする場合がある。</p>	10 ～ 0
	<p>掘削困難な建設地における、地下躯体の施工に係る品質確保計画(山留、止水等)及び掘削土壌の再利用計画(又は処分計画)について、留意すべき点や工夫すべき点についての提案</p>	<p>現場状況等を踏まえた課題への提案が的確であり、重要な項目が記載され独自の工夫がみられるものを優位に、現場状況等を踏まえた課題への対応が的確であり一般的な項目の記載並びに工夫があるものを中位に、優位と中位の間にあるものをやや優位に、課題を理解した提案だが、工夫がみられないものを低位に、中位と低位の間であるものをやや低位に、課題を理解しないものを0点に評価する。</p> <p>なお、過度な費用負担を要する(オーバースペックな)技術提案は評価しない。</p> <p>また、各評価内容について、未記入の場合、内容がかけ離れている場合、内容を理解していない等、内容が不適切な場合は欠格とする場合がある。</p>	10 ～ 0
	<p>診療を行っている既存病院や周辺の住宅等に配慮した、建設工事の安全確保計画、環境保全計画(騒音・振動の低減等)及び地域貢献計画(周辺の美化等)について、留意すべき点や工夫すべき点についての提案</p>	<p>現場状況等を踏まえた課題への提案が的確であり、重要な項目が記載され独自の工夫がみられるものを優位に、現場状況等を踏まえた課題への対応が的確であり一般的な項目の記載並びに工夫があるものを中位に、優位と中位の間にあるものをやや優位に、課題を理解した提案だが、工夫がみられないものを低位に、中位と低位の間であるものをやや低位に、課題を理解しないものを0点に評価する。</p> <p>なお、過度な費用負担を要する(オーバースペックな)技術提案は評価しない。</p> <p>また、各評価内容について、未記入の場合、内容がかけ離れている場合、内容を理解していない等、内容が不適切な場合は欠格とする場合がある。</p>	10 ～ 0

	<p>免震構造の病院建設工事であることを踏まえた技術者の配置計画、エネルギーセンター棟工事、設備工事など同時施工の別発に配慮した、幹事会社としての施工管理体制及び工程管理計画について、留意すべき点や工夫すべき点についての提案（なお、技術者の配置計画において、5,000 m<sup>2</sup>以上の免震構造の建築物や病院の事経験者を配置する場合は、工事経験が確認できる書類を添付すること。）</p>		<p>10 ～ 0</p>
不正行為	<p>令和3月20日以降に競売入札妨害、談合罪又は独占禁止法違反に関する指名停止措置を受けた者のうち、技術資料提出期限の翌日時点で指名停止の終期の日から起算して6箇月を経過していない者</p>	<p>該当する者が共同企業体の代表者である場合は2点を、代表者以外の構成員である場合は2点に当該構成員の出資比率を乗じて得た点数を減じる。 なお、共同企業体に該当する者が複数ある場合は、その合計点を減じる。</p>	
加算点 合計			40点

(イ) 施工体制評価点

施工体制について、下表のとおり評価する。

評価項目	評価内容	評価基準及び評点
施工体制	品質確保に対する懸念について、ヒアリング及び提出された資料により、その実効性を評価する。(品質確保の実効性)	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分に確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合：15点 工事の品質確保のための施工体制のほか、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合：5点 その他：0点
	施工体制確保に対する懸念について、ヒアリング及び提出された資料により、その確実性を評価する。(施工体制確保の確実性)	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分に確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合：15点 工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できる認められる場合：5点 その他：0点
施工体制評価点 合計		30点

ウ 評価値

価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、入札価格が予定価格の制限の範囲内である入札者について、基礎点、加算点及び施工体制評価点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た値(以下「評価値」という。)をもって行う。

$$\text{評価値} = (\text{基礎点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}) / \text{入札価格}$$

(3) 施工体制評価のためのヒアリングの実施

施工体制の評価に当たっては、入札者が、どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、予定価格の制限の範囲内の価格で申し込みをした全ての入札参加者に対して、開札後、速やかにヒアリングを実施する。

ア 実施日

令和6年11月27日(水)

イ 実施方法

開札後、別途通知する。

ウ ヒアリングのための追加資料の提出

入札者のうち、入札価格が調査基準価格に満たない者に対しては、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。

追加資料を提出すべき旨の連絡は、令和6年11月25日(月)午後5時までに入札者に対し通知するので、当該通知を受けた者は、追加資料を令和6年11月26日(火)午後5時までに提出すること。

なお、追加資料の再提出及び提出後の修正は認めないものとする。

エ その他

ヒアリングへの出席は、配置予定技術者(複数名で申請した場合は最低1名)を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、3名以内とする。

要請のあった追加資料の提出を行わない場合及びヒアリングに応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として入札書を無効とすることがある。

(4) 落札者の決定方法

ア 次に掲げる要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札し、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 技術提案の内容が最低限の要求要件を満たしていること。

(ウ) 評価値が基礎点(100点)を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。

イ 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

(5) 技術提案の内容の遵守

施工に当たっては、事前に提出し適正とされた技術提案の内容を遵守すること。ただし、発注者との協議により、技術提案の内容以上と認められるものについては、これに基づく施工を認める。

また、施工条件の変更、災害等、受注者の責に帰さない事由により、技術提案に影響を及ぼす場合については、現場の状況により、必要に応じて発注者と協議すること。

受注者の責により、技術提案の内容が遵守されない場合は、次の措置を講じるものとする。

ア 受注者に再度の施工を行わせることが合理的であると発注者が認めた場合には、再度の施工を求めるとともに、工事成績評定点を5点減点する。

イ 受注者に再度の施工を行わせることが合理的でないと発注者が認めた場合には、工事成績評定点を5点減点するとともに、検査等によって確認された当該技術提案等の状況に基づき加算点の再計算を行った場合に、次に定める受注者の落札時における評価値を確保するのに見合う金額と受注者の当初請負代金額との差額の支払いを受注者に請求する。

$$\text{違約金} = C - C'$$

$$(100 + \alpha) / C = (100 + \beta) / C'$$

$$\therefore C' = (100 + \beta) / (100 + \alpha) \times C$$

C : 当初の契約金額

$\alpha$  : 当初の加算点及び施工体制評価点の合計点

C' : 達成度合いに応じた契約金額

β：達成度合いに応じて再計算した加算点及び施工体制評価点の合計点

## 7 入札説明書等の交付方法等に関する事項

### (1) 入札説明書及び設計書等の交付期間及び方法

#### ア 交付期間

令和6年10月22日(火)から令和6年11月20日(水)午後5時まで

#### イ 交付方法

入札に係る設計図書の交付を希望する者は、「入札資料交付申請書」に必要事項を記入し、「12. 問い合わせ先」まで提出することで設計図書及び設計書を受け取ることができる。

なお、「入札資料交付申請書」を提出できる建設業者は、共同企業体の代表者資格を有する建設業者に限る。

### (2) 質問の受付及び回答

入札説明書及び設計図書等について、質問がある者は、簡易な事項に関するものを除き、次に従い、質問書(指定様式にて)を提出すること。

#### ア 受付期間及び方法

令和6年11月1日(金)から令和6年11月5日(火)午後5時までに白山石川医療企業団経営企画課に電子メール(keiri@mattohp.jp)により提出すること。

#### イ 回答方法

質問に対する回答は、令和6年11月8日(金)午後5時までに電子メールにより行う。

## 8 入札参加資格の確認手続き等に関する事項

この工事の入札に参加を希望する共同企業体は、次に従い、発注者の入札参加資格の確認及び共同企業体入札参加資格の審査を受けなければならない。

### (1) 申請書等の受付期間及び方法

申請書及び入札参加資格確認資料

令和6年10月31日(木)までに白山石川医療企業団経営企画課に、次の書類各1部を郵送(書留郵便とし、受付期限内必着とする。)すること。

(ア) 建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

(イ) 建設工事共同企業体協定書(甲)

(ウ) 構成員の直近の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

(エ) 同種又は類似工事の施工実績が確認できる請負契約書等の写し

(オ) 配置予定技術者等の資格及び工事経験が確認できる書類(主任(監理)技術者の資格及び免許書等並びに監理技術者にあつては国土交通大臣の登録を受けた講習の修了証明書、現場代理人及び主任(監理)技術者等選任届、コリンズカルテ等)の写し

(カ) 別に定める「建設工事等の発注における関係会社等の同一入札参加制限について」に基づく業態調書

### (2) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格の確認は、上記4(2)に定める条件を除き、申請書の提出期限の日現在の事実をもって行い、その結果は、当該申請書を提出した者に対し、令和6年11月6日(水)までに電子メールにより通知する。

(3) 入札参加資格否認の理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、次に従い、発注者に対し、その理由の説明を求めることができる。

ア 請求期間及び方法

通知があった日から7日以内(白山石川医療企業団の休日を定める条例(平成29年白山石川医療企業団条例第6号)第1条第1項に規定する企業団の休日を除く。)に書面により、白山石川医療企業団経営企画課に提出すること。

イ 回答方法

説明を求めた者に対し、書面により回答する

(4) その他

ア 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書及び資料は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び資料は返却しない。

エ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え又は再提出は認めない。

9 入札手続きに関する事項

(1) 入札書(見積内訳添付)の受付期間及び方法

入札日当日に提出

総合評価方式に係る技術資料(任意書式による。)も同様。

(2) 入札保証金は免除する。

(3) 開札日時及び場所

令和6年11月22日(金)午前10時

白山市倉光三丁目8番地 公立松任石川中央病院北棟1階 講義室

(4) 入札に関する注意事項

ア 入札参加者は、入札心得、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札すること。従って、入札後において不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

エ 入札参加資格のない者、申請書又は提出した資料に虚偽の記載をした者、入札書に見積内訳書を添付しない者並びに入札に関する条件及び入札心得に違反した者の入札書は、無効とする。また、入札心得に定める無効の入札書に該当する入札についても、無効とする。

(5) 落札者決定予定日

令和6年11月29日(金)

(6) 入札結果の公表

契約締結後、白山石川医療企業団ホームページにおいて公表する。

## 10 契約の条件に関する事項

### (1) 契約書の要否

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内(当該期間内に県の休日に当たる日があるときは、その日を加算した期間)に契約書案による契約書を作成し、契約を締結しなければならない。

### (2) 契約保証金

落札者は、白山石川医療企業団財務規程第74条の規定により契約保証金を納付すること。ただし、同規程の規定により、契約保証金に代えて担保を提供し、又は納付の免除を受けることができる。

### (3) 工事代金の支払条件等

#### ア 前金払について

落札者は、保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を甲に寄託して請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

#### イ 部分払について

落札者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品(第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金額相当額の10分の9以内の額について、部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中白山石川医療企業団財務規程第90条第2項に規定する回数を超えることができない。

## 11 その他

(1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

### (2) 契約後VE方式に係る提案

契約締結後、発注者・受注者双方は計画する医療機能の変更による設計変更や設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法に係る設計図書の変更について、協議・提案することができる。

この場合において、当該提案が適正と認められる場合は、設計図書を変更し、必要があると認められるときは、請負代金額の変更を行うものとする(詳細は、特記仕様書による。)

### (3) 配置予定技術者の専任性の確認

落札者決定後、コリンズ等により配置予定の監理技術者及び主任技術者の専任性違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合を除き、申請書の差し替えは認めない。

なお、病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、配置予定技術者に係る事項に掲げる基準を満たし、かつ変更前の配置予定技術者と同等以上の者を配置すること。

### (4) 調査基準価格を下回った価格での入札

調査基準価格を下回った価格をもって契約する者は、石川県並びに白山市、野々市市及び川北町が発注した工事のうち、入札日から過去2年以内に完成した工事又は入札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合は、配置予定技術者とは別に同一要件を満たす技術者を専任で1名現場に配置すること。

ア 65点未満の工事成績評定を通知された者

イ 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。

ウ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者

エ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

なお、当該技術者は施工中、主任(監理)技術者を補助し、同様の職務を行うものとし、現場代理人及び主任(監理)技術者の兼務は認めない。

また当該技術者を求めることとなった場合には、その者の氏名その他必要な事項を主任(監理)技術者の通知と同様に発注者に通知すること。

(5) 入札手続きにおける交渉の有無

無

(6) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

有

(7) 苦情の申立て

本手続きにおける入札参加資格の確認その他手続きに不服があるものは、苦情申し立てを行うことができる。

(9) 提出した申請書等に虚偽を記述した者については、「白山市建設工事請負業者の指名停止に関する要領」に基づき指名停止を行うことがある。

## 1.2 問い合わせ先

白山石川医療企業団経営企画部経営企画課

郵便番号 924-8588

所在地 石川県白山市倉光三丁目8番地

電話番号 076-275-2222